

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介します。



**国民年金の資格期間が「10年以上」となれば
年金を受け取れるようになります**

資格期間とは

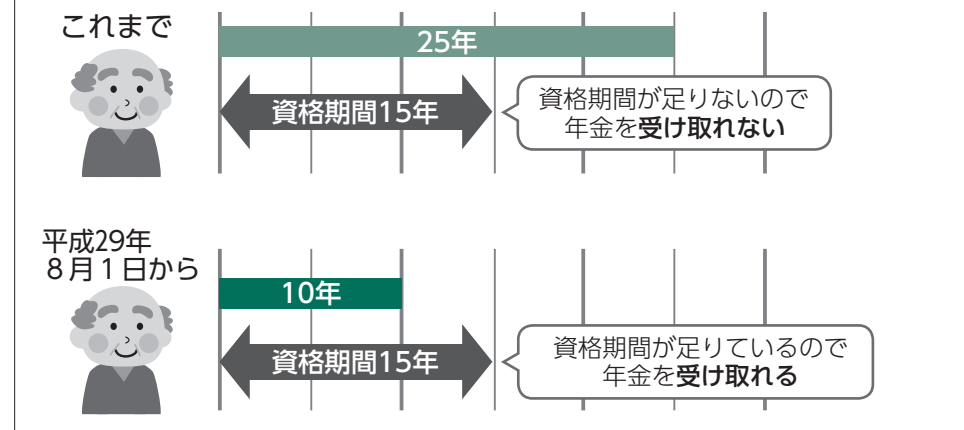
- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（合算対象期間…注）

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。資格期間が10年(120月)以上あると、年金を受け取ることができます。

注：合算対象期間とは

過去に国民年金に任意加入していなかった場合などでも、年金受け取りに必要な資格期間に含むことができる期間です。（ただし、年金額の算定には反映されません）
具体的には、①昭和61年3月以前にサラリーマンの配偶者だった期間、②平成3年3月以前に学生だった期間、③海外に住んでいた期間、④脱退手当金の支給対象となった期間 などが合算対象期間となり、これを「資格期間」にカウントすると年金を受給できる可能性があります。

たとえば… 資格期間が15年の場合



受け取れる年金の額は、納付した期間に応じて決まります。
20歳から60歳までの40年間、保険料を納付された方は満額を受け取れます。
(10年間の納付では、受け取る年金額はおおむねその4分の1になります)

**対象となる方は
手続きが必要です**

新たに年金を受け取れるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構から「年金請求書（短縮用）」（黄色の封筒）が郵送されます。
お手元に届きましたら、年金事務所または町民福祉課町民生活グループで手続きをお願いします。



後納制度

過去5年以内に

**納め忘れた保険料を
納めることができます**

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合は、申し込みにより保険料を納めることができます（平成30年9月まで）。
保険料を納めることで、年金を受け取れるようになり、年金額が増えたりします。

ご利用いただける方

次の①または②のいずれかに該当する方です。

- ①5年以内に保険料を納め忘れた期間がある方（任意加入中の保険料も該当します）
- ②5年以内に未加入期間がある方（任意加入の対象となる期間は該当しません）

注：60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

特定期間該当届

**専業主婦（主夫）からの
手続きが遅れた方へ**

例えば、会社員の夫が退職したときや、妻の収入が増えて夫の健康保険の被扶養者からはずれたときなどには、国民年金を第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えが必要です。
過去に2年以上切り替えが遅れたことがある方は、切り替えが遅れた期間の記録が保険料未納期間になります。

年金記録の確認を お願いします

持主のわからない年金記録（いわゆる「未統合記録」）について、これまで「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などにより年金記録の確認をお願いします。

しかし、持主が確認できない記録が、今なお約2千万件残っています。こ

れが保険料未納期間になります。

「特定期間該当届」の手続きをすることで、年金を受け取れない事態を防止できるほか、最大で10年分の保険料を納め、受け取る年金額を増やすことができます。納付できる期間は平成30年3月までです。

の中に自身記録があった場合は、年金を受け取れることがあります。

特に、①旧姓の方や読み間違えやすい名前の方、②本来とは異なる生年月日や名前で届出された可能性のある方は、年金事務所へご相談ください。

平成29年度の国民年金保険料
月額16,490円 です

納付は口座振替が便利です。
また、前納すると割引があり、お得です。
納付が難しい方は、免除申請ができます。

免除申請や、ご相談・お問い合わせ

町民福祉課 町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内） ☎26-7871

日本年金機構 苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135

「ねんきんダイヤル」 ☎0570-05-1165（年金事務所への相談予約）